

## 社会保険診療報酬支払基金広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）における広報誌等を広告媒体として活用し、企業、団体等（以下「民間企業等」という。）の広告を有料で掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 支払基金本部が発行する広報誌「月刊基金」
- 二 その他理事長が別に定めるもの

### (広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- 一 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- 二 公序良俗に反するもの又は反するおそれがあるもの
- 三 政治性または宗教性のあるもの
- 四 社会問題についての主義主張にあたるもの
- 五 国、地方公共団体、その他公共の機関及び支払基金が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- 六 誇大または虚偽であるもの
- 七 社会的批判を招くおそれがあるもの
- 八 内容および責任の所在が不明瞭なもの
- 九 著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれがあるもの
- 十 理事長が適当でないと認める業種又は事業者によるもの
- 十一 その他理事長が掲載することが適当でないと認めるもの

### (広告の募集等)

第4条 広告の募集は、支払基金ホームページにより公募するものとする。

2 次に掲げる事項については、広告媒体ごとに別に定める。

- 一 規格、掲載位置及び掲載期間
- 二 掲載料
- 三 申込方法
- 四 掲載の通知
- 五 その他掲載するにあたり必要な事項

(広告掲載審査会の設置)

第5条 広告の掲載に係る適否を審査するため、広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の構成等必要な事項は、別に定める。

(掲載の決定)

第6条 理事長は、第4条の規定による広告の申込みを受理したときは、前条に定める審査会の審査を経て、広告の掲載の可否を決定するものとする。

(掲載料の納入)

第7条 前条の規定により広告を掲載することが決定された者（以下「広告主」という。）は、掲載料を納入期限日までに一括して納入しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第8条 掲載された広告の内容に係る一切の責任は、広告主が負うものとする。  
また、掲載の結果、支払基金が損害を受けた場合についても同様とする。

2 広告の原稿作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(掲載の取消し)

第9条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載に係る決定を取り消すことができる。

- 一 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき
- 二 指定する期日までに掲載料の納入がないとき
- 三 第3条各号のいずれかに該当することとなったとき

(掲載料の還付)

第10条 既に納入された掲載料は、還付しない。ただし、支払基金の都合により広告の掲載ができなくなったときは、既納の掲載料の全部又は一部を還付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。